

建築物の耐震改修に向けた効果的な合意形成等の手法に関する調査事業を
実施する者の再公募についての公示（再公示）

令和 7 年 7 月 15 日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

注) 本公募は、令和 7 年度予算によるものであり、令和 7 年度予算成立等が事業実施の条件となります。

次のとおり、住宅・建築物防災力緊急促進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

1. 事業概

(1) 事業名

建築物の耐震改修に向けた効果的な合意形成等の手法に関する調査事業

(2) 事業目的

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化は、災害発生時における円滑な避難、緊急車両の通行や避難所などの確保が可能となり、良好な市街地環境の整備に必要なものである。

しかしながら、建築物の耐震改修等を行うに当たっての障害として、「耐震改修に要する費用負担が大きい」に次いで、「賃貸人や区分所有者との合意形成が困難」が理由に挙げられている。

このような背景を踏まえ、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について合意形成に必要な費用を補助し、円滑な合意形成に至るまでの過程についての調査、検討を実施する事で緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の促進を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

(i) 対象建築物における耐震化の合意形成支援

① A マンション

所在地：東京都小金井市

総住戸：186 戸

② B マンション

所在地：東京都板橋区

総戸数：144 戸

上記①、②もしくは①②両方の建築物に対して耐震化の合意形成支援を行う（固定資産になるもの以外について支援）。

(ii) 合意形成過程の調査

既に合意形成に至った建築物の事例調査を行う。

(iii) 報告書等のとりまとめ

(i) (ii) の結果について、報告書等にとりまとめる。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和7年7月30日(水) ～ 令和8年3月31日(火)

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 耐震改修に係る基礎的な知識を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

- ① 担当部局 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 柳
- ② 住 所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
- ③ 電 話 03-5253-8111 (内線 39677)
- ④ 電子メール yanagi-n2qq@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 期 間 令和7年7月15日(火) から令和7年7月29日(火)
- ② 場 所 上記担当部局
- ③ 方 法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交又は電子媒体で交付
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ① 期 限 令和7年7月29日(火) 18時00分まで
- ② 場 所 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 梅澤
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
電話 03-5253-8111 (内線 39678)
電子メール umezawa-r28y@mlit.go.jp
- ③ 方 法 上記場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合は3部、電送又はメールの合は1部。
なお、電子メールで提出する場合は、以下の規定によることとし、当該メールを提出後、上記担当部局までその到着を確認すること。
・使用可能なソフトは以下のとおりとする。(これ以外での提出は無効)

「Just System 一太郎」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Adobe」

- ・ファイル総量は極力 10 メガバイト以内とすること
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。